

重要法令解説 人身損害賠償に関する司法解釈

著者	村上 幸隆
雑誌名	中国法令
巻	96
ページ	1-11
発行年	2004-05-25
権利	(C)株式会社アイ・ピー・エム：このデータはアイ・ピー・エムからの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6646

重要法令解説

このコーナーは、本紙に執筆していただいている各弁護士の方々に、最新の重要法令を専門的な見地から解説していただくものです。なお、「人身損害賠償事件の審理に適用する法律の若干問題に関する最高人民法院の解釈」は、82頁から93頁に全文訳を掲載いたしましたので併せてご参照ください。

土佐堀法律事務所 弁護士
関西大学法科大学院講師（中国法）

村上 幸隆（むらかみ ゆきたか）

1978年大阪市立大学（法）卒、1985年大阪弁護士会登録、2004年4月関西大学法科大学院講師就任
★「新訂・遺言と相続対策」清文社（共著）、「中国会社法施行後の合弁企業」商事法務研究会（共著）、「中国会社法の中外合弁企業への適用」、「中国外資投資企業の合併と分割」、「中国における商標使用許諾契約」他多数。

人身損害賠償に関する司法解釈

I はじめに

1 本司法解釈の公布

中国において、最高人民法院が「人身損害賠償事件の審理における法律適用にかかる若干の問題に関する解釈」（以下「本司法解釈」という。）を公布した。本司法解釈は、2003年12月4日に最高人民法院審判委員会第1299回会議で採択され、12月26日に公布、2004年5月1日から施行されている。

本司法解釈は人身損害賠償について制定された具体的かつ詳細な規定である。

2 本司法解釈の概要

本司法解釈は、①広義の共同不法行為¹に関する規定、②特殊な不法行為に関する規定、③損害賠償額の計算方法等に関する規定、等に大別され、実務上重要な司法解釈である。

①については、3条～5条で定められている。3条は行為者間に関連共同性がある

場合、4条は加害者不明の場合、5条は共同不法行為者間の負担割合等に関する規定である。

②については、6条から16条まで具体的な不法行為のケースを類型化しその責任を定めた。これらは、宿泊施設等における安全保障義務違反の責任、学生事故に関する責任、法人又はその他組織の従業員による責任、雇用者の責任、請負の発注者の指示による責任、労災事故の責任、ボランティアによる責任、他人のために侵害を制止した場合の受益者の責任、工作物責任を含んでいる。

③の損害額の計算方法等に関する規定では、人身損害賠償の具体的内容を詳しく規定し、医療費用、休業損害、看護費用、交通費用、食事補充費用、栄養費用、障害賠償費用、障害用具費用、葬儀費用、扶養賠償金及び死亡賠償金等を定めている。

II 本司法解釈の適用範囲

本司法解釈は、①不法行為による人身損

¹中国語原文では、[権利侵害][侵權]であり、日本法の不法行為に該当するといつてよい。

害の場合、②その他の害をなす原因による人身損害の場合に適用される（本司法解釈1条）。

②の内に、製造物責任に起因する人身損害が含まれることはほぼ間違いない。

債務不履行責任・契約責任に起因する人身損害が含まれるかどうかについては、明確ではない。

民法通則の第6章の民事責任において、人身損害について言及している規定は、106条、109条、122条である。その内、122条は、第3節の権利侵害（不法行為）の民事責任の節に置かれているが、106条、109条は、第1節の契約責任と不法行為責任をすべて含む一般規定の節に置かれている。これは、契約責任と不法行為責任のどちらにも適用があることを前提とする規定である。

又、契約法においても人身損害についての規定がある（53条、122条、282条、297条）。

このような民法通則及び契約法の規定からすると、本司法解釈は、債務不履行責任・契約責任に起因する人身損害の場合の適用を排除する趣旨ではないと考えられる²。

Ⅲ 広義の共同不法行為に関する規定

1 民法通則の規定

本司法解釈は、広義の共同不法行為に関する具体的な規定を3か条設けた。

民法通則130条は、「複数の者が共同で権利を侵害して他人に損害をもたらした場合は、連帯責任を引き受けなければならない。」と規定している。しかし、この規定はあまりに簡単すぎ、解釈に不明な場合や不

都合を生じる場合があるとの指摘があった。

2 本司法解釈3条の規定

(1) 3条1項は、2人以上の者が、①共同の故意又は共同過失により他人に損害を加えた場合と、②侵害行為が同一の損害結果の発生に直接結びついており共同で権利侵害を構成する場合に、連帯責任を負うとしている。

前段の場合は、主観的関連共同の関係にある場合の共同不法行為である。

後段の場合は、行為のみに関連共同がある場合であり、客観的関連共同の関係だけがある場合と考えられる。後段の場合も共同加功者は連帯責任を負うことを定めたものである。後段の場合でも、個々の行為者のそれぞれについて故意又は過失といった主観的要件が必要であると考えられる。ただ、その主観的要件が、他方の不法行為者との間に共同の故意・過失といえるような主観的関連共同ではなくてもよい（ない場合である）ということである。

(2) 2項の場合は、行為自体の共同性は欠いているが、共に損害に寄与している場合のことを想定していると考えられる。

例えば、交通事故の被害者について、搬送された病院の医療過誤が関与して損害が拡大したような場合である。このような場合、交通事故を引き起こした加害者と、医療過誤をおこなった医師との間には、共同の行為というものはない。しかし、両者の行為により損害が拡大したような場合には、過失の程度と結果に対する寄与度により相応の賠償責任を負うことになる。

問題は、この両者の責任が、連帯債務なのかどうかという点である。条文の文言上は、1項が連帯責任を定めていることとの

² ちなみに製品品質法においては人身損害について言及している規定は、13条、15条、18条、26条、27条、41条～44条、46条、49条である。

対比において、分割責任であるという解釈も成り立つ。しかし、被害者との関係においては連帯責任であり、その負担割合を定めたという解釈も可能であり、そのどちらであるかは明確ではない。

3 本司法解釈4条の規定

4条は、2人以上が共同で人身の安全を脅かす行為（共同危険行為）をおこない、侵害の事実がもたらされたが、実際に損害をもたらした行為者が確定できない場合³の規律について定めている。このような場合、「共同危険行為者が、自らの行為によりもたらされたものではないことを証明できる場合には賠償責任を負わない」として、証明責任の転換をはかっている。日本民法719条1項後段と同趣旨の規定である。

被害者が損害賠償を請求する場合には、共同行為者側の行為が「共同で人身の安全を脅かす行為」をおこなったことについての証明責任を負う。単に共同で行為をおこなったということを立証するだけでは足りない。

それに対して、共同行為者側が、「自らの行為によりもたらされたものではない事実」の証明責任を負うことになる。

4 本司法解釈5条の規定

5条は、不法行為訴訟における訴訟手続に関する規定、免除の絶対効、負担割合についての規定である。

(1) 賠償権利者が共同不法行為の内の一部の者を提訴した場合、人民法院は、その他の共同不法行為者を共同被告として追加しなければならない(5条1項1文)。共同不法行為(とされる)者にとっては、被害者が訴訟を提起しないのにも関わらず、訴訟に強制的に訴訟に参加させられるのであり、被告の不利益よりも、合一確定の利益を優先させたものである。

しかし、この規定は、被害者の権利行使の道を狭めてしまうのではないかと、という危険性がある。加害者が複数ある場合に、その内の一方加害者に対しては、さまざまな理由(例えば、職場の上司や同僚だから請求しにくいとか、加害者の事情に同情したとか。)により賠償請求するつもりがなかったとしても、この規定により提訴を強制されることになる。被害者にとって、不法行為者の1人に提訴することは、結局は提訴を考えていなかった者に対しても提訴することになってしまうのである。だとすると、被害者としては提訴しにくくなり、その結果権利行使の道を狭めてしまうのではないかと、という問題が生じる。

(2) 賠償権利者が訴訟中に共同不法行為者の一部に対する訴訟請求を放棄した場合、その他の共同不法行為者は、訴訟請求を放棄された被告が負うべき賠償金額に対して連帯責任を負わない(5条1項2文)。放棄の絶対効を認めたものである。

訴訟外での放棄は絶対効を有するのかどうか、当事者の意思として相対効のみを有する放棄をなすことは認められないのかどうか、という点が疑問として残る。

(3) 共同不法行為の責任範囲が確定しがたい場合は、共同不法行為者がそれぞれ同等の責任を負うと推定される(5条1項3

³民法通则130条では、こうした場合には、このような不法行為に対して責任の確定ができないという不都合があったという指摘がなされている(揚立新「人身損害賠償司法解对侵權行為法的重要發展」中国民商法律網：<http://www.civillaw.com.cn/default.asp> (民事法学)：<http://www.civillaw.com.cn/msfx/default.asp> (学者論壇)：<http://www.civillaw.com.cn/weizhang/default.asp?id=13871> (2003年12月31日))

文)。これは、共同不法行為における負担割合を等分であると推定したものである。推定であるから、反証は許される。

問題は、負担割合についての推定規定が、「訴訟中に共同不法行為者の一部に対する訴訟請求を放棄した場合」に限られるのかどうかである。5条1項3文の規定は、同条同項2文の規定に続けて規定されており、「訴訟中に共同不法行為者の一部に対する訴訟請求を放棄した場合」に限った規定だと解することもできるが、3文自体の文言自体には制限がない。どちらであるかは、明らかではない。

IV 特殊な不法行為に関する規定

本司法解釈は、特殊な類型における不法行為に関する規定を置いた(6条～16条)。

1 宿泊営業等に伴う規定(6条)

宿泊、飲食、娯楽等の事業活動等に従事する者が、合理的限度範囲内の安全保障義務を尽くさず、その結果他人に身体的損害をもたらした場合は、賠償責任を負う(6条1項)。

第三者が権利侵害により損害結果を発生させた場合、その権利侵害行為をおこなった第三者が賠償責任を負うのは当然のことである(6条2項1文)。それに加えて、安全保障義務者に過失があった場合、損害を防止又は制止できる範囲内で相応の補充賠償責任を負う(6条2項2文)。

ところで、宿泊事業の過程において、第三者が(例えば、他の宿泊者)が、宿泊者に対して損害を与えた場合、2項によれば、事業者に過失があった場合に損害の防止・制止ができる範囲で補充責任を負うことになる。これは、文言上は1項と矛盾するよ

うに考えられる。1項の文言上は、第三者の権利侵害の場合を除くとなっていないから、第三者が関与したか否かを問わず、安全保障義務を尽くさず損害が生じた場合には賠償責任を問うことになるはずである。ところが、2項では補充責任にとどまる。

この点疑問であるが、1項と2項を矛盾なく理解しようとするれば、1項は、第三者の不法行為でなく他人に人身損害をもたらした場合、2項は、第三者の不法行為により他人に人身損害をもたらした場合、という解釈が成り立ち得る。なお疑問が残るところである。

安全保障義務者が、不法行為者である第三者に対して求償することができることは当然のことである(6条2項3文)。

なお、1項は、宿泊等契約における付随義務としての相手方保護義務を定めたもの⁴と考えることができる⁴。

⁴宿泊施設において第三者によって宿泊客が殺害された事案について、ホテルの責任を認めた有名な裁判例がある(銀河賓館事件)。

これは、ホテルの宿泊客が、客室に侵入した強盗犯によって殺害されたケースであり、控訴審である上海市第一中级人民法院は、「旅客の人身・財産に対する侵害回避義務は、宿泊契約の付随義務となっている。被告であるホテルがなした本件品質承諾は自ら契約の付随義務を契約の主たる義務に格上げしたものである。ホテルは、旅客の人身・財産が違法な侵害を受けないよう保護する義務を履行したことを証明しなければならない。」と判示し、そのうえで、①不審者が宿泊区域に進入するのを防ぐ担当者を置かなかったこと②監視カメラに長時間不審者が映し出されているのにそれに対して何らの対応もしなかったことを理由として被告であるホテルの責任を認めた。この裁判例の解説については、村上幸隆「中国案例百選第55回・宿泊客の殺害につきホテルの責任を認めた事例」(国際商事法務29巻9号1154頁～1155頁)参照。

2 教育機関の未成年者に対する規定（7条）

未成年者に対して、法により教育義務等を負う教育機関が、①職責範囲内の関係義務を尽くさず未成年者に人身損害を与えた場合と、②未成年者が他人に人身損害を与えた場合には、過失に相応する賠償責任を負う（7条1項）。

ここには、性質が異なる二つの法的責任が規定されている。前者の場合は、契約（又は類似の法的関係）における付随的義務としての相手方保護義務を定めたものである。それに対し、後者の場合は、生徒等の未成年者が第三者に危害を加えた場合の監督者としての特殊不法行為責任を定めたものと解される。

又、第三者からの未成年者に対する加害行為について、教育機関に過失がある場合は、補充賠償責任を負うとしている（7条2項2文）。

本条における1項と2項の関係については、6条の場合と同様の問題がある。すなわち、第三者が、未成年者に対して損害を与えた場合、2項によれば、教育機関に過失があった場合に相応の補充責任を負うことになる。ところが1項によると、第三者の関与の有無を問わず、安全保障義務を尽くさなかった場合は、損害が生じた場合には賠償責任を問うことになるはずである。

1項と2項を矛盾なく理解しようとするれば、6条の場合と同様、1項は、第三者の不法行為でなく他人に人身損害をもたらした場合、2項は、第三者の不法行為により他人に人身損害をもたらした場合、ということになるが、疑問は残る。

3 法人代表者等の責任（8条）

民法通則121条は、「国家機関又は国家機

関の工作人員が、職務遂行中に公民、法人の合法的権利・利益を侵犯して損害をもたらした場合は、民事責任を引き受けなければならない。」と規定している。

本司法解釈8条は、それを「法人又はその他の組織」にまで広げて一般的原則とし、法人等の法定代表者・責任者・従業員が職務執行中に人に損害を与えた場合には、当該法人等が民事責任を負うと定めた（8条1項1文）。

ここに定める責任は、①法人代表者・責任者がおこなった不法行為についての法人の不法行為責任に属する責任と、②従業員がおこなった不法行為についての使用者責任の2種類の責任が含まれる。そして後者については、9条1項の責任と重複しており、なぜこのような重複した規定の仕方をしたのかは不明である。重複した規定でないと理解しようすれば、本条に定める「従業員」は、雇用契約に基づかない者であると理解するほかないが、あまり実益のある議論ではない。

ところで、民法通則106条2項は、法人が過失に他人の財産、人身を侵害した場合は民事責任を負う旨を定めている。この規定の意味について、次のような指摘がある。

「法人の行為はその機関を通じてのみ行われる。法人の過失は機関の過失に等しい。結局、法人の過失は実際に行為をなしている法定代表者又はその他従業員の過失を意味する。特に106条には、日本民法715条の但書が設けられていないので、法人は法定代表者及びその他従業員に対して完全な絶対責任を負担している。…中国では、日本の使用者と被用者の概念がなく法定代表者及びその他従業員の行為は、企業法人の行為そのものだとされている。法定代表者及

びその他従業員の債務不履行又は不法行為は、企業法人の債務不履行又は不法行為となり企業法人はこれについても責任を負う（民法通則106条）。⁵」。

つまり、法人代表者の行為＝法人の行為であり、法人代表者の過失＝法人の過失であるという指摘である。この考えによると、8条1項の規定はいらないことになる。

しかし、この考えをとるとしても、これまで法人代表者の行為による法人の不法行為責任についての明文の規定がなかったことから、これを明確化したという点で意味があるものと考えられる。

法人代表者等が職務に関係のない行為により人に損害を与えた場合は、行為者が賠償責任を負わなければならないのは当然である（8条1項2文）。

4 雇用契約に伴う責任（9条、11条、12条）

雇用契約に伴う責任については、本司法解釈は9条、11条、12条を置いた。

9条は被用者がなした行為についての使用者責任、11条及び12条は、雇用契約中における被用者がこうむった損害についての規定である。

（1）使用者責任（9条）

① 被雇用者が雇用活動従事中に人に損害を与えた場合は、雇用主が賠償責任を負う（9条1項1文）。いわゆる使用者責任である。これは、本司法解釈8条1項に定める従業員が職務執行中に人に損害を与えた場合と重複することは先に述べた。

「雇用活動に従事する」とは、雇用主が授権した又は指示した範囲内で生産経営活動又はその他の労務活動に従事することを

指す（9条2項1文）。被雇用者の行為が授権範囲を超えているが、その表現形式が職務の履行又は職務の履行と内在的に連結している場合もそれに含まれる（9条2項2文）。日本法の「外形標準説」と同様の考え方である。

② 被雇用者が故意又は重大な過失により人に損害を与えた場合は、雇用主とともに連帯賠償責任を負う（9条1項2文）。

反対解釈により、被用者が雇用活動従事中に人に損害を与えた場合でも、軽過失の場合は被用者自身は免責され、雇用主だけが責任を負うことになる。

③ 雇用主が連帯賠償責任を負う場合、被雇用者に求償することができる（9条1項3文）。

雇用主が連帯賠償責任を負う場合にだけ被雇用者に対して求償し得る。すなわち、「雇用主が連帯賠償責任を負う場合」＝「被雇用者に故意又は重大な過失がある場合」にだけ、雇用主は被雇用者に対して求償できることになる。

これは、使用者責任において被用者に対して求償権を制限する日本法の法理と同様の考え方にたつものである。

（2）雇用契約における安全配慮（保証）義務（11条）

① 被雇用者が雇用活動中に人身損害をこうむった場合、雇用主は賠償責任を負う（11条1項1文）。契約における相手方保護義務としての安全配慮義務を明文化したものといえる。

② 第三者の不法行為の場合は、被雇用者は第三者に賠償責任を請求することもできるし、雇用主に賠償責任を請求することもできる（11条1項2文）。雇用主が賠償責任を負った後、第三者に求償することができ

⁵清河雅幸「法定代表者及び従業員の経営活動に関する中国企業法人の責任（産大法学23巻1号43頁）」

ることは当然のことである（11条1項3文）。

③ 被雇用者が雇用活動中に安全生産事故により人身損害をこうむった場合、発注者、下請発注者が、業務を受注又は下請受注した雇用主にしかるべき資質又は安全生産条件がなかったことを知り又は知りうべかりし場合、雇用主とともに連帯賠償責任を負う（11条2項）。

これは、下請労働者の事故に関して、下請企業の資力がないことにより被雇用者が賠償が受けられないことの対策として、責任義務者を拡張したものである。

④ なお、労働災害保険条例による場合については、本司法解釈11条ではなく、本司法解釈12条により、同条例によることになる。

5 請負発注者の責任

請負契約履行中に生じた不法行為責任について、被害者に対して、①原則として請負人が責任を負い、②発注者において、発注、指示又は選任に関して過失があった場合、相応の賠償責任を負うことを定めた。これは、日本民法716条と同じ趣旨に基づく規定である⁶。

6 ボランティア活動に起因する責任（13条、14条）

本司法解釈は、ボランティア活動中において生じた人身損害について、13条、14条の2か条の規定を置いた。

（1）ボランティアによる第三者に対する侵害（13条）

① 他人のために無償で労務を提供するボランティアが、ボランティア活動において

人に損害を与えた場合、ボランティア受益者が賠償責任を負う（13条1文）。利益を受ける者がその危険も負担するという考え方（報償責任）による。

② ボランティア受益者がボランティアを明らかに拒絶している場合は、賠償責任を負わない（13条2文）。

③ ボランティアに故意又は重大な過失がある場合は、ボランティアとボランティア受益者が連帯責任を負う（13条3文）。

反対解釈により、ボランティアがボランティア活動中に人に損害を与えた場合でも、軽過失の場合はボランティア自身は免責され、ボランティア受益者だけが責任を負うことになる。

（2）ボランティアがこうむった損害

① ボランティアがボランティア活動により人身損害をこうむった場合、ボランティア受益者が賠償責任を負う（14条1項1文）。

② ボランティア受益者がボランティアを明らかに拒絶している場合は、賠償責任を負わない。ただし、受益範囲内で適度に補償することができる（14条1項2文）。

③ ボランティアが第三者の権利侵害により身体障害をこうむった場合は、第三者が賠償責任を負う（14条2項1文）。これは当然のことであるが、第三者が確定できない場合又は賠償能力がない場合は、ボランティアを受ける人が適度に補償することができる（14条2項2文）。14条3項は、2文を規定したことに意味がある。

7 他人のために侵害を制止した場合の受益者の責任（15条）

他人の合法的權益を擁護するために自己が人身損害をこうむり、不法行為者がおら

⁶前掲注3・掲出新「人身損害賠償司法解對侵權行為法的重要發展」は、この規定は、アメリカ不法行為法を日本法が参考にし、かつて清朝末期に制定された民法典に規定されていたとしている。

ず、不法行為者を確定できず又は不法行為者に賠償能力がない場合は、賠償権利者は受益者に対し受益範囲の範囲内で適度に補償することを請求できる（15条）。事務管理と同様の発想ないし利益を受ける者がその危険も負担するという考え方（報償責任）に基づくものである。

8 工作物責任に関する規定（16条）

工作物責任に関して、民法通則126条は、「建築物又はその他の施設及び建築物の上に置いてある物、掛けてある物が倒壊、脱落、墜落して他人に損害をもたらした場合、その所有者又は管理者は民事責任を引き受けなければならないが、自己に過失がないことを証明できる場合は除外する。」と規定している。

さらに、「最高人民法院 民事訴訟証拠に関する若干の規定」〔法釈（2001）33号〕（2001年12月21日公布、2002年4月1日施行）4条4号は、「下記に掲げる権利侵害訴訟は、以下の規定に基づき証明責任を負担する。…（4）建築物又はその他施設及び建築物上の放置物、懸垂物が、倒壊、脱落、墜落したことにより人に損害を与えた場合の権利侵害訴訟は、所有者又は管理者が、無過失の証明責任を負う。」と規定し、所有者又は占有者に対して、証明責任が転換された不法行為責任を認めている⁷。

本司法解釈16条1項は、さらに具体的に、その適用範囲を次のとおり規定した。

（1）道路、橋、トンネル等の人工建築の建築物のメンテナンス、管理の瑕疵により人に損害を与えた場合。

（2）堆積物が落下、滑り落ち又は堆積物

が倒れたことにより人に損害を与えた場合。
（3）樹木が倒れ、折れ又は果実が落下して人に損害を与えた場合。

さらに、16条2項は、設計、施工の欠陥により損害を与えた場合には、所有者、管理者と設計者、施工者が連帯責任を負うことを定めた。

V 損害賠償額の計算方法等に関する規定

本司法解釈は、損害賠償額についてかなり詳細な規定を置いた。本司法解釈は、17条で身体障害による損害の各項目について定め、19条から30条において、その具体的計算方法を定めた。

1 医療費（19条）

医療費を認定する際の証拠として、医療機関が出した医薬費、入院費等の領収書、カルテ及び診断証明等を掲げた（19条1項1文）⁸。

賠償義務者が、治療の必要性和合理性に対して異議がある場合は、相応の挙証責任を負わなければならない（19条1項2文）。この「相応の挙証責任」というのは、本来の意味の証明責任とは異なり、医療機関から提出された1項1文記載の書証がある場合は、医療機関が治療の必要性和合理性があるとして治療したものと一応の判断をして、それに対して反証の必要性があること

⁸中国では、かねてから裁判官の能力に対する不自信、特に裁判官は事実認定能力が低く、証拠をどのように評価するかの点についての法的訓練ができていない、という指摘がなされてきた。そのため、証拠採用、証拠力の評価についても、法定証拠主義とまではいかないが、法令で「ある事実を認定するにはこういった証拠がある」と規定し、その証拠がある場合にはその事実の認定を事実上強制するようなことがおこなわれてきた。本条1項1文もその流れの中での規定であり、理論上は、もちろんこうした証拠がなくても、又は他の証拠をもって認定してもかまわないということになる。

⁷村上幸隆「民事訴訟証拠に関する中国最高人民法院の規定〔1〕」（国際商事法務 30巻 11号 1550頁）。

を規定したものと考えられる。

損害賠償額の判断時点は、一審の弁論終結時である（19条2項1文）。ただし、リハビリ費用等の後続治療費については、既発生については医療費と共に請求することもでき、発生した後に別途提訴することができる（19条2項2文・3文）。ここでは、損害賠償額の判断時点については、上訴された場合にも一審の弁論終結時なのか、という疑問がある。

2 休業損害（20条）

休業損害算定の基準は、休業期間と収入状況に基づく（20条1項）。

休業期間は、医療期間の証明書により判断する（20条2項1文）。休業期間の後、身体障害者となり引き続き勤務に就けない場合は、身体障害者となった日の1日前までとして計算することができる（20条2項2文）。

収入に関しては、①被害者に固定収入がある場合は実際に減少した収入に基づき計算し（20条3項1文）、②被害者に固定収入がない場合は、過去3年の平均収入に基づき計算する（20条3項2文）。②の場合に、被害者が過去3年の平均収入状況を挙証して証明できない場合は、受訴法院所在地の同等又は類似業界の前年度の労働者の平均賃金を参照して計算することができる（20条3項3文）。

この「受訴法院所在地の同等又は類似業界の前年度の労働者の平均賃金」という規定には問題がある。原告が現実に就労していた場所ではなく、法院所在地の賃金水準に基づくことから、沿海部の企業が内陸部で不法行為を起し、沿海部の法院で訴訟を提起された場合は、必要以上の請求が認

められることになり、不合理な結果が生じ得ると考えられる（不法行為の場合の土地管轄は、民事訴訟法29条により、不法行為地又は被告の住所地となる。）。さらには、例えば中国で起きたPL事故について日本法人が被告になって日本の裁判所に継続した場合、本司法解釈を機械的に適用する⁹となると高額な賠償義務が日本企業に生じることになると思われる。

3 介護費用（21条）

介護費用は、介護者の収入状況及び介護者人数、介護期間に基づき確定する（21条1項）。

介護者に収入がある場合は、介護者自身の休業損害により計算する（21条2項1文）。

介護者が無収入又は介護者を雇った場合は、当該地の介護に従事する同等級の労務報酬基準により計算する（21条2項2文）。介護者は原則的に1人とする（21条2項3文）。

介護期間は、被害者が生活自活能力を回復するまでとし、身体障害が残り自活能力が回復できない場合は、その年齢、健康状況等の要素に基づき、20年の範囲内で合理的な介護期間を確定する（21条3項）。

4 交通費（22条）

⁹その前提として、そもそも日本の裁判所において、中国の司法解釈が適用されるのかという問題がある。例えばPL事故が発生した国の法を準拠法とし、実際にPL事故が発生したのが中国であれば、準拠法は中国法となる。その準拠法たる中国法の中に、司法解釈が含まれるのかということが問題になる。結論として、司法解釈の適用可能性は否定できないのではないかと考えられる。現実に、中国の判決の効力が日本において認められないとした大阪高裁平成15年4月9日判決は、司法解釈である「最高人民法院 中国民事訴訟法の実施に関する若干の意見」を判断根拠としてあげている。同判決の解説は、栗津光世「中国の判決は、日本において効力は認められないとした判例」（国際商事法務 31巻 10号 1425頁～1427頁）、同「日中の判決はなぜ相互に執行できないか」（中国法令 93号 1頁～8頁）に詳しい。

被害者及び付添人が通院又は転院治療で実際に発生した費用に基づき計算する。金額の認定は正式な証票を証拠としなければならないとするが、バス等の公共交通機関の場合にはどうするのであろうか。疑問が残る。

5 入院食費補助費 (23条) 及び栄養費 (24条)

共に日本にはない損害項目である。

(1) 入院食費補助費は、当該地の国家機関の一般職員の出張食費補助基準により算出することができる (23条1項)。外地治療の必要性があり実際に発生した宿泊費及び食費は、その合理的部分について認められる (23条2項)。

(2) 栄養費は、被害者の身体障害状況に基づき、医療機関の意見を参照して確定する (24条)。

6 身体障害賠償金 (25条) 及び身体障害補助器具費 (26条)

(1) 身体障害賠償金 (25条)

身体障害賠償金は、被害者が労働能力を喪失した程度又は身体障害等級に基づき、受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の平均可処分収入又は農村住民一人あたりの平均純収入の基準に基づき計算する。

年数は、身体障害者と認定された日から20年とするが、高齢者については減少される (25条1文)。

この「受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の平均可処分収入等」という規定は、休業損害の計算根拠となる「受訴法院所在地の同等又は類似業界の前年度の労働者の平均賃金」と同様の問題がある。

なお、賠償権利者がその住所又は通常居住地の城鎮住民の一人あたりの平均可処分

収入又は農村住民の一人あたりの平均純収入が受訴法院所在地の基準を上回ることを証明した場合は、その住所又は通常居住地の関係基準に基づき計算することができる (30条)。

(2) 身体障害補助器具費 (26条)

身体障害補助器具は、普通に器具を適用する合理的費用に基づき計算するが、特に必要な場合は、補助器具製造機構の意見を参照することができる (26条1項)。

7 葬儀費 (27条)

受訴法院所在地の前年度の労働者の月平均賃金基準に基づき、6か月総額で計算する。

8 被扶養者の生活費 (28条)

被扶養者とは、被害者が法により扶養義務を負わなければならない未成年者又は労働能力を喪失しその他の生活手段を持たない成年親近族を指す (28条2項1文)。

被扶養者の生活費は、扶養者が労働能力を喪失した程度に基づき、受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の一人あたりの消費性支出及び農村住民の一人あたりの消費支出基準に基づき計算する (28条1項1文)。

「受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の一人あたりの消費性支出等」を基準とする点についても、休業損害の計算根拠となる「受訴法院所在地の同等又は類似業界の前年度の労働者の平均賃金」と同様の問題がある。

年数は、被扶養者が未成年の場合は、満18歳まで計算する (28条1項2文)。

被扶養期間は、被扶養者に労働能力がなくその他の生活手段を持たない場合20年とするが、高齢者については減少される (28

条1項3文)

9 死亡賠償金 (29条)

死亡賠償金は、受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の一人あたりの平均可処分収入又は農村住民の一人あたりの平均純収入基準に基づき、20年で計算する(29条1文)。

「受訴法院所在地の前年度の城鎮住民の一人あたりの平均可処分収入等」を基準とする点についても、休業損害の計算根拠となる「受訴法院所在地の同等又は類似業界の前年度の労働者の平均賃金」と同様の問題がある。

特に、死亡賠償金は多額になることが多く、休業損害等の場合よりもさらに不合理な結果となる可能性がある。

死亡賠償金の計算根拠となる期間は、20年とするが、高齢者については減少される(29条1文・但書)

なお、賠償権利者がその住所又は通常居住地の城鎮住民の一人あたりの平均可処分収入又は農村住民の一人あたりの平均純収入が受訴法院所在地の基準を上回ることを証明した場合は、その住所又は通常居住地の関係基準に基づき計算することができる(30条)。

VI その他の規定

1 過失相殺に関する規定 (2条)

本司法解釈は、2条1項本文で民法通則131条に基づく過失相殺を規定している。

それだけであればあまり意味がないが、意味があるのは但書であり、権利侵害者が故意又は重大な過失により人に損害を与え、被害者に一般的過失しかなかった場合は、賠償義務者の賠償責任を軽減しないとして

いるという点である。すなわち、権利侵害者の故意・重大な過失の場合は、責任の軽減がなされないという点に意味がある。

さらに、法が認めた無過失責任を負う場合(民法通則106条3項)につき、被害者に重大な過失がある場合、賠償義務者の賠償責任を軽減することができるとしていることも重要である(2条2項)。

2 慰謝料請求権についての規定 (18条)

精神的損害に関しては、すでに出されている「最高人民法院 民事権利侵害の精神損害賠償責任に関する若干問題の解釈¹⁰⁾」を適用する(18条1項)。

慰謝料請求権の承継に関しては、譲渡だけでなく相続もできないと定めた(18条2項)。

そもそも債権の譲渡性があるかどうかについては、契約法においてはじめて明文で認められ(契約法79条)、譲渡禁止債権についても定められた(同条但書)。慰謝料請求権については、契約法79条3号(法律¹¹⁾の規定により譲渡禁止されているときに該当することになると考えられる。

ただし、賠償義務者が書面方式によりすでに金銭賠償の承諾をしている場合、又は賠償権利者が人民法院に提訴している場合は譲渡、相続できる(18条2項但書)。

¹⁰⁾ この司法解釈の解説については、張和伏「中国における精神的損害賠償の司法解釈」(国際商事法務 29 巻 4 号 458 頁～462 頁) 参照。

¹¹⁾ 「司法解釈」は「法律」ではない。しかし、「司法解釈」は「法律」と一体となってその解釈をするものであるということから、3号に該当するものと考えてよい。